

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会則

第1 目的

21世紀における宮古・下閉伊地域の新たな生産物・製品や独自技術の開発を推進することにより、産業の振興を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

第2 事業

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新たな生産物・製品及び独自技術の開発についての調査研究に関すること。
- (2) 新商品の開発及びマーケティングについての調査研究に関すること。
- (3) 異業種間や産学官などの交流・ネットワークの構築に関すること。
- (4) その他必要な事業

第3 会員

この会の趣旨に賛同する者は法人、個人を問わず誰でも入会することができる。

第4 役員

この会に役員として会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長は沿岸広域振興局宮古担当副局長、副会長は公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部学部長の職にある者をもって充てる。

また、必要に応じ、会長が指名する者を副会長に置くことができる。

- 3 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

第5 役員の仕事

会長は、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長が欠けたとき、又は事故のあった時に、その職務を代理する。
- 3 監事は、この会の会計を監査する。

第6 総会

会議は会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画
 - (2) 事業の実施状況
 - (3) その他必要と認められる事項
- 2 総会の議長は、会長が務める。

第7 部会

第2に規定する事業を行うため、工業部会、水産部会、農産部会、林産部会を設置する。

2 部会長は、部会の構成員の中から互選する。

3 部会には、研究会を設置することができる。

第8 研究会等

第7に規定する部会に属さない横断的な課題又は緊急的な課題に対応するため、研究会等を設置することができる。

第9 運営委員会

この会の運営について協議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員は、会員の中から会長が指名する。

3 運営委員長は、運営委員の中から互選する。

第10 事務局

この会の事務局は、沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター地域振興課に置く。

第11 補則

その他必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この会則は、平成13年11月27日から施行する。

(附則)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成22年6月7日から施行する。